

## Indirect tax alert

インダイレクト タックス アラート

# 平成23年度税制改正案 関税

### Contents

1. 特恵関税制度の見直し
  - (1) 鉱工業産品の特恵適用の限度枠（シーリング）の廃止と特恵税率の見直し
  - (2) 特恵関税の対象国の見直し
  - (3) 国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準の見直し
  - (4) 特恵適用の対象品目の見直し
2. MFN税率の一部引下げ
3. 更正の請求等に係る期間制限の見直し
4. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びAEO（認定事業者）制度の改善

平成22年12月16日に、「平成23年度税制改正大綱」が公表されました。本アラートでは、この大綱のうち、関税における主な改正・見直し事項をご紹介します。現行の特恵関税制度の適用期限を平成23年3月末に迎えることもあり、平成23年度税制改正では、関税においても比較的大きな改正が行われる予定です。なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正等が行われる可能性があることにご留意ください。

平成23年度税制改正の関税における主な改正・見直し事項は以下のとおりです。

1. 特恵関税制度の見直し
2. MFN税率の一部引下げ
3. 更正の請求等に係る期間制限の見直し
4. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びAEO（認定事業者）制度の改善

# 1. 特恵関税制度の見直し

特恵関税制度は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の輸出所得を増大させることや、工業化を促進することにより、開発途上国の経済発展を支援するために、先進国が開発途上国の産品に対して一般の関税率よりも低い特恵税率を適用する制度です。

日本の特恵関税制度は、平成22年度末(すなわち、平成23年3月31日)に適用期限を迎えますが、一定の見直しを行った上で、さらに10年延長されることになりました。主な変更点は以下のとおりです。

## (1) 鉱工業産品の特恵適用の限度枠(シーリング)の廃止と特恵税率の見直し

シーリングとは、国内生産者保護の要請と開発途上国の日本市場へのアクセス拡大の両立を図るために、一定の限度枠内の輸入について特恵関税の適用を認める制度であり、これまで一部の鉱工業品(1,182品目)について導入されていました。今回の改正で、平成23年度よりこのシーリングが廃止されることになり、同時に適用される特恵税率が見直されます。この結果、特恵関税制度を利用した輸入量の制限はなくなりますが、その一方で多くの品目において特恵税率が引き上げられることとなります。

例:

▶ ソルビトール	3.4% → 10.2%
▶ 綿製ハンカチ	1.28% → 5.36%
▶ アルミ箔	0% → 6%

## (2) 特恵関税の対象国の見直し

世界銀行統計において3年連続で「高所得国」に該当したオマーン、トリニダード・トバゴ及びバルバドスが平成23年度より特恵適用の対象から除外されます。

## (3) 国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準の見直し

国別・品目別特恵適用除外措置とは、産品の国際競争力等を勘案して、特定国からの特定品目について特恵適用対象から除外する措置です。平成23年度税制改正では、この制度の適用基準が見直され、その結果、平成23年度から中国を原産地とする農水産品、手袋、カーテン、傘、がん具等を含む約100品目が新たに特恵適用除外となります。(一部、タイ・ブラジルを原産地とする品目も特恵適用除外となっています。)

## (4) 特恵適用の対象品目の見直し

平成23年度より一部の品目において特恵関税制度の適用対象から除外されます。

例：革製品、履物、ジュエリー(イミテーション含む)、ネクタイ、フェロアロイ等

詳細については、以下を参照して下さい。

▶ 「平成23年度税制改正大綱」 別紙5-4

[http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2010/\\_icsFiles/afieldfile/2010/12/25/221216taikou.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/25/221216taikou.pdf)

## 2. MFN税率の一部引下げ

平成23年度より一部の品目においてMFN税率(WTO加盟国からの輸入に適用される税率)の引下げが行われます。

例：硝酸バリウム、下着類、同軸ケーブル、電気導体、ししゅう布等

詳細については、以下を参照して下さい。

▶ 「平成23年度税制改正大綱」 別紙5-5

[http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2010/\\_icsFiles/afieldfile/2010/12/25/221216taikou.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/25/221216taikou.pdf)

## 3. 更正の請求等に係る期間制限の見直し

今回の改正で、更正の請求等に係る期間の制限が、以下のとおり見直されます。

	現行	改正案
税関が税額の更正(事後的な納税額の増額)を行うことができる期間	3年	5年
納税者からの更正(事後的な納税額の減額)の請求を行うことができる期間	1年	5年

また、関税事務手続きの透明性・適正性の向上と、納税者の不服申立ての便宜を図る観点から、申請に対する処分及び不利益処分について、理由附記が実施されることとなります。とん税についても同様の措置がとられます。さらに、輸入者の便宜の向上を図るとともに、調査の実効性・効率性の向上を図る観点から、輸入者に対する事後調査について、手続きの明確化・法制化が図られることとなります。

## 4. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及び AEO(認定事業者)制度の改善

保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされている輸出申告が、貿易円滑化のため、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に行えるようになります。同時に、従来、特定輸出者のみに認められていた保税地域等への貨物搬入前の輸出許可が、AEO通関業者又はAEO製造者が関与する輸出申告に係る貨物についても認められることとなります。これに伴い、輸出品に対する内国消費税について所要の改正が行われる予定です。上記の改正は、平成23年10月1日から適用されます。

(参考資料)

- ① 関税・外国為替等審議会、関税分科会企画部会、財務省関税局 「特恵関税制度の適用期限(10年)の到来」平成22年11月17日
- ② 財務省 「平成23年度関税改正における主な検討項目 参考資料」平成22年12月1日

このアラートに関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせください。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

#### インダイレクト タックス

大平 洋一 シニアマネージャー +81 3 3506 2678 yoichi.ohira@jp.ey.com  
原岡 由美 マネージャー +81 3 3506 1262 yumi.haraoka@jp.ey.com

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人インダイレクト タックスでは、平成23年度税制改正項目に関連する以下のサービスをご提供いたします。

#### ■ 関税プランニングの検討等

「特恵制度の見直し」により、企業によっては関税コストが増大する可能性が考えられます。今後も継続して関税コストを抑制するためには、特恵制度以外に例えば次のような関税プランニングの検討が必要となります。

- ▶ 購買ルートの見直し等による自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)の活用
- ▶ 取引形態の見直し等による関税評価プランニング
- ▶ 生産形態・製品仕様の工夫などによる関税分類プランニング

#### ■ 関税コンプライアンス体制の点検等の実施

「税関による更正期間が延長されること」により、事後調査時における追徴課税リスクが増大すると予想されます。こうした事態に備え、例えば次のような作業を通じて、関税コンプライアンス体制の構築・点検・強化の実施が必要となります。

- ▶ 社内関税コンプライアンス体制の点検・改善
- ▶ 社内関税コンプライアンスポリシーの作成(FTA・関税評価・分類マニュアル等)
- ▶ 関税評価手順の文書化

#### ■ メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Ernst & Young

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20110124-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。